附則第二十六条中「行なう」を「行う」に改め、「若しくは附則第二条の二第一項」を削り、「第七条の二第二項」を「同条第二項」に改める。

別表第一号表第一号表の一利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中「㈱命令交付金」を「㈱命令交付金（㈱命令交付金以外）」に改める。

別表第二号表第二号表の一利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）貸方の項中「㈱命令交付金」を「㈱命令交付金（㈱命令交付金以外）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四第二項の改正規定、第十一条の五の次に一条を加える改正規定、第十一条の十六第二項の改正規定及び第十二条の八第一項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十七条の規定に基づき、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「地方農政局長」の下に「（北海道農政事務所長を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省、国土交通省令第三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫
国土交通大臣　前田　武志

公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和四十七年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○法務省令第四十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

法務大臣　平岡　秀夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋法務局の部同法務局の款名東出張所の項中「愛知郡」を「長久手市　愛知郡」に改める。

別表鹿児島地方法務局の部奄美支局の款同支局の項中「大島郡の内　大和村　宇検村　瀬戸内町　龍郷町　喜界町」を「大島郡」に改め、同款徳之島出張所、沖永良部出張所及び与論出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「久喜支局」の下に「、川口出張所」を加える。

第四条第一項中「船橋支局」の下に「、館山支局」を加え、「及び成田出張所」を「、成田出張所及びいすみ出張所」に改める。

第十条第一項中「上越支局」の下に「、佐渡支局」を加える。

第十一条第三項中「富田林支局」を「岸和田支局及び富田林支局」に改める。

第十三条第一項中「明石支局」の下に「、西宮支局」を「龍野支局」の下に「、社支局」を加え、「並びに同地方法務局西宮支局管内兵庫県芦屋市に属する地域内の商業登記の事務」を削る。

第十五条中「甲賀支局」の下に「、草津出張所」を加える。

第十七条第三項中「豊田支局」の下に「、西尾支局、新城支局」を加える。

第三十三条第一項中「、徳之島出張所、沖永良部出張所、与論出張所」を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中名古屋法務局の部の改正規定　平成二十四年一月四日

二　第二条中登記事務委任規則第十一条第三項、第十三条第一項及び第十五条の改正規定　平成二十四年一月十六日

三　第二条中登記事務委任規則第四条第一項の改正規定　平成二十四年一月二十三日

告示

○法務省告示第五百七十四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年十二月二十二日

法務大臣　平岡　秀夫

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第四十七号）第二十一条第一項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定によりその商業登記の事務がさいたま地方法務局において取り扱われることとなつた当該法人の申請又は請求があつた場合のさいたま地方法務局川口出張所	平成二十四年一月三十三日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第四十七号）第二十一条第一項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定によりその商業登記の事務がさいたま地方法務局において取り扱われることとなつた当該法人の申請又は請求があつた場合のさいたま地方法務局館山支局及びいすみ出張所	平成二十四年一月二十三日